三浦市内のマンション管理組合の皆様へ

三浦市

マンション管理計画の

認定制度

三浦市内の分譲マンション対象

認定期間は5年間

2023年12月 **START!**

認定制度とは

管理組合が作成する個々のマンションの管理計画が、一定の 基準を満たす場合、適切な管理計画を持つマンションとして 市が認定する制度です。

認定を受けることの3つのメリット

メリット **イ**

管理意識の向上

区分所有者の管理の意識が高く保たれ、管理水準を維持向上 しやすくなります。 メリット

資産価値の向上

適正に管理されたマンションとして、市場において評価されます。

適正に管理されたマンションが存在することで、 立地している地域価値の維持向上に繋がります。

、 3 3

優遇措置

住宅金融支援機構の制度を受けることができる場合があります。

- •「フラット35」の金利引下げ
- •「マンション共有部分リフォーム融資」の金利引下げ
- 「マンションすまい・る債」の利率の上乗せ

さらに…管理計画の認定を受けたマンションのうち、一定の条件(築後 20 年以上が経過している 10 戸以上及び過去に長寿命化工事を実施済みで、かつ、令和5~6年度に 2 回目以降の長寿命化工事を完了)を満たしたマンションは、翌年度の固定資産税が減額される「マンション長寿命化促進税制」の適用を受けることができます。

認定の流れ

①事前確認の 申請

(公財)マンション 管理センターに事 前確認を申請 ②「事前確認適合証」取得

認定基準に適合していると判断されると、電子システムを通じて適合証が発行される

③三浦市へ認定 申請

電子システムから 三浦市に申請

④管理計画の 認定

三浦市が申請内容を 審査し、認定通知書 を郵送にて送付

①~③は(公財)マンション管理センターのインターネット上の電子システム「管理計画認定手続支援サービス」にて手続き。

認定の条件

三浦市マンション管理適正化推進計画で定める「**三浦市マンション管理適正化指針**」を満たしていることが必要です。

三浦市マンション管理適正化指針は、以

下の 17 項目です。

①管理組合の運営に関するもの 3項目

②管理規約に関するもの 3項目

③管理組合の経理に関するもの 3項目

④長期修繕計画の作成及び見直し等

に関するもの 6項目

⑤その他 2項目

申請費用

(公財)マンション管理センターの支援 サービス料

①インターネット上の電子システム「管理計画 認定手続支援サービス」利用料

1 申請あたり 10,000円 (消費税等込)

②事前確認審査料

申請パターンにより異なります。

三浦市への申請費用

無料です。

相談できます!

制度の相談窓口として、(一社)日本マンション管理士会連合会のマンション管理計画認定制度相談 ダイヤルをご活用ください。月曜日から金曜日 午前 10 時~午後 5 時 電話番号 03-5801-0858

詳しくは…

三浦市 WEB サイト (https://www.city.miura.kanagawa.jp) の「三浦市マンション管理計画の認定制度について」のページをご確認ください。

ホーム>組織から探す>都市計画課>マンション>三浦市マンション管理計画の認定制度について 同ページから、住宅金融支援機構、国土交通省、(公財) マンション管理センターの WEB サイトにリンクできます。

三浦市 お問い合わせ先 TEL 046-882-1111

都市環境部都市計画課(マンション管理計画の認定制度、マンション管理適正化推進計画)

内線 272

総務部税務課(マンション長寿命化促進税制)

内線 248